

徳川時代の大坂町制一斑

金田, 平一郎
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14414>

出版情報 : 法政研究. 12 (1), pp.133-169, 1942-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

資料

徳川時代の
大坂町制一斑

金田平一郎

目次

緒言	緒言
町域	町域
町民	町民
町吏	町吏
町務	町務
餘言	餘言

緒言

徳川時代の都市行政は、幕吏又は藩吏の統轄の下に、町民の中より出でし吏員に依つて行はれるのを一般とし

徳川時代の
大坂町制一斑

たが、大坂に於ても、大坂町奉行以下の幕吏が大坂全體の政治を掌り、次いで南組、北組、天満組の三郷を區劃し、各郷世襲の惣年寄なる者をして夫々の行政に當らしめ、更に細分して町年寄の支配する町を置き、而して又その下に五人組を設けたのである。(1)

扱て、此町年寄に依つて支配せられる町に關する史料の、聊か纏まりたるものが偶々手元に存するので、それを通して、徳川時代の大阪町制の一斑を、こゝに窺うて見ようと思ふのである。(2)

(1) 近世の大阪市制一般に關しては、遠藤芳樹『大阪商業習慣録』(大阪商業史料集成第一輯所收)、幸田成友博士の『徳川時代の大阪市制』(同博士「經濟史研究」所收)、同博士「江戸と大阪」、「大阪市史」第一、黒羽兵治郎氏『大阪市制の沿革』(「明治大正大阪市史」第三卷所收)、「南區志」、「東區史」第二卷等に詳細である。本稿一々註記せざる記述は、殆んど之等の諸著に負へるものである(次註所出刊行史料に據ることもある)。

(2) 此種の大坂町制一般は、前註所出諸著の既に説明するところであり、大阪町は、江戸に於ては町名主に依つて支配せられる町に、又名主或は庄屋に依つて支配せられる村に、比當すべきものであること明らかであるが、その内容の詳細に至つては必ずしも充分明瞭にせられたとは云へない様に見受けられるので、關係史料の紹介以上に出るものではないが、敢へて此一小文を草することにしたのである。尙ほ、近世大坂町制史料にして世に知られたるもの稀少なりと云ふのではなく、「大阪市史」第五、前出『大阪商業習慣録』、「浪華叢書」第一、第二、「南區志」、「東區史」第二卷等比較的その多くを收録してゐる。

大阪市役所が天満組御池通六丁目、南瓦屋町、道頓堀川八町、順慶町一丁目等舊藏の諸記録を所藏してゐることを、同市役所の好意にて、本春確かめ得たが、未だ熟讀の機を得ない。

今手元の大坂町制史料とは、「大阪津村南之町内諸書付及控帳」及び「大阪鹽町四丁目町内記録」(九大法文學部藏)と題する、當時の大坂南組津村南之町町會所及び北組鹽町四丁目の町會所の舊藏にかゝる記録文書であるが、就中

前者の方がよく保存せられてゐるので、以下には之を中心とし、それに後者を配することになるであらう。尙ほ此史料は、古きは延寶時代、新しきは明治の初年に成つたものであるが、個々の制度の沿革を明瞭ならしむるほど完備してはゐない。しかし夫々の史料を通して町制の一斑を推測することは難くない。

序に、繁雜乍ら、兩町會所の保存諸帳簿名を次に列記紹介して置き度いと思ふ。町會所備付の帳簿名を知るに依つて、當時の町制の輪廓を先づ推測することが出来ると思はれるからである(例へば「大阪市史」、前掲「日本經濟史研究」、「大阪商業習慣錄」等にも町會所備付帳簿名見ゆ)。津村南之町——「津村南之町水帳」(寶曆乃至文政)、「町中諸祝儀定帳」(安永)、「引取同家人改帳」(安永)、「丁内家質證文控帳」(寛政)、「宗旨人別帳寫」(文政)、「諸祝儀式目並年中勘定仕法立帳」(文政)、「御靈宮御社正遷宮寄進帳」(嘉永)、「證文帳」(安政)、「目安帳」(萬延)、「諸事證文帳」(慶應)、「宗旨卷」(明治)、「町屋數沽券狀請印帳」(明治)、「此度川々大波ニ付御冥加金町内申入札控。鹽町四丁目——「鹽町四丁目家持五人與帳」(延寶)、「鹽町四丁目水帳」(享保乃至寛政)、「町内定式帳」(明和)、「御用扣」(明和)、「鹽町四丁目式目帳」(寛政)、「借屋式目帳」(天保)、「家持借屋自身番順番帳」(天保)、「御觸書」(安政乃至弘化)、「宗旨卷」(慶應)、「丁内用儀相定覺」。

町 域

町年寄に依つて支配せられる町は、勿論一の地方區劃であるが、然らばその地域如何。直接水帳添付の繪圖等に就いて、その一般を窺ふこと不可能ではないが、その戸數、住民數に依つて、之を類推すること、より簡略なる一方法かと考へるので、こゝでは或時代の町の戸數、住民調を掲記して見ることにする。

津村南之町の明曆三年五月廿三日の水帳に

家數合三拾貳軒

徳川時代の大坂町制一斑

又同町明治三年九月晦日の宗旨卷に

家數合三拾軒

(中 略)

家持之妻子四拾人内 男拾六人 女廿四人

借屋之者百六拾人内 男七拾貳人 女八十八人

下人下女貳拾七人内 男拾七人 女拾人

人數合貳百四拾三人内 男百拾九人 女百廿四人

鹽町四丁目慶應元年九月廿九日の宗旨卷に

家數合拾九軒

(中 略)

家持之妻子貳拾四人内 男七人 女拾七人

借屋之者八拾六人内 男四拾貳人 女四拾四人

下人下女九拾貳人内 男五拾貳人 女四拾人

人數合貳百拾人内 男百九人 女百壹人

以上、勿論充分なる例示ではないが、之を以て近世に於ける大坂の町域を推定するも、大過なきものと考へる。

要するに、大坂の町の區域は比較的狭小であつたことを知るのである。

町 民

(一) 町民は、前記調査書に見える通り家持、その妻子、借屋之者、下男下女から成つて居た。此中で町政に參與する權利を有し、主要なる租税負擔その他の義務を有せし者は、家持即ち所謂町人のみであつた。

家持の町政參與は、具體的には、後述する様に町吏即ち町年寄或は月行司となること、町年寄の候補者を推薦すること、町の相談會に出席すること等を主たるものとする。右は家持の特權であると共に又一面義務でもあつた。相談會に關しては、次の慶應三年四月津村南之町の「町内申合取締條目」中の條項參看。

一……且亦町内一統相談之儀ニ付寄合有之砌不參被致候へ、出席之旁治定被致置候儀不依何事聊違背被致間敷候事

此町内相談會にて種々町政に關する事項が『治定』せられる譯であるが、或種の法條亦町人に依つて『治定』せられるのである。前記刊行史料(註②)中にもその例が見えるが、例へば寛延元年十月の鹽町四丁目「町内定式帳」の後段に

右之通町中相談之上相定申所實正也然ル上と自今以後銘と得心之上少シも違亂無之候爲後證之連判仍而如件(以下月行司、年寄、町人連署)

寛政二年三月六日の「鹽町四丁目式目帳」の後段に

右之通是迄用ひ來候式目之内此度相談之上相改候處一統違背無御座候爲其銘々判形仍而如件（以下年寄、町人連署）

以上、要するに、當時の町に於ける典型的町民は此家持であつたのである。

尙ほ家持、借屋人共通の主なる義務としては、慶應三年の津村南之町の「町内申合取締條目」中にも見える通りの、即ち

一三ヶ條御法度（切支丹、賭博、賣淫に關する禁令）證文卷毎月印形之儀無滯出勤可被致候處間々不參之向も有之甚不束之至ニ候條以來毎月無不參出勤可有之候尤無據他所他國被致候へ、其旨被相届候様致度勿論歸宅次第印形持參之上調印可被致候自然病氣ニ而出席難相成分者身寄之衆印判持參可被致候

及び自身番即ち町内警防の義務である。此義務は後には町民自ら果たすこと少なく町にて人を雇つて之に當らしめることが多かつたと云ふが、その初めは町民自身事に當つたらしい。鹽町四丁目の天保十二年二月五日起の「家持借屋自身番順番帳」に依ると、朝、後、宵、更の四交替で、夫々二名時に三名、四名出勤したことが知られる。

序に、臨時の自身番に關する記録（津村南之町舊藏、安永五年「自身番ニ付入用之扣」）があるのでこゝに紹介して置かう。

日光山

御社參ニ付四月十三日ヨ自身番被仰付右日數之間諸入用

一三拾壹匁貳分

油八升

一七匁

蠟燭

一五匁四分

菓子
壹斤半

一五百七拾文

酒五升

一三百文

手桶

一七百元

しやく
ぼらき
釘苧
諸入用
炭茶
米

十三日ヨ廿六日迄
日數十四日

三休橋

一貳ノ百廿八文

立番
貳人

一壹ノ四百文

中橋

十二日ヨ廿七日迄

同

一壹ノ五百文

下役人
不自由ニ付
壹人雇賃

徳川時代の大坂町制一斑

ノ五貫廿八文

内貳ノ五百拾四文借屋ノ

一貳百文

諸□遣

一壹ノ百七拾六文

用水桶

輪替

一三匁

惣年寄衆
御休之節菓子

一

ちやうちん

張替

又別帳に

覺

日光御社參ニ付丁内中橋筋三休橋通に立番爲致候

一五貫廿八文

右兩通
立番賃錢

右貳ツニ割

貳貫五百拾四文

丁人中ノ

殘テ貳貫五百拾四文

壹人前ニ七拾壹文ツ、

(以下に三十四連名)

(3) 「浪速叢書」第二、一三〇頁所出慶安元年十二月十六日の『自身番仕置五ヶ條之事』参照。

町民中家守及び代判人と稱する者があるが、家守は他町他國に居住する家屋敷所有者に代つてその家屋敷を差配する者であり、代判人は、家持が女であるとか幼少である場合に、家持に代つて諸事代行する者であり、家持と同じ權利を有し義務を負ふ町民であつた。⁽⁴⁾

尙ほ、家持及び借屋の家族體の統率者を名前人と稱し、他の者を同家人（廣義—妻子、下人、傍系親、好身の者。狹義—傍系親、好身の者）と稱したのである。⁽⁵⁾

(4) 代判人制は、借屋人間にも行はれた。鹽町四丁目の天保四年の「借屋式目帳」に次の如く見ゆるはその一證である。

同○表 同借屋代判附別祝儀 一銀三匁年寄 一同貳匁丁代 一錢百文下役

(5) 拙文『判例近世大坂私法一斑』(「中田先生還曆祝賀法制史論集」所收) 二二頁同家人の條、「大坂市史」第五、二四二頁、又後出の借屋人町會所目見證文參看。

(二) 家持なる町民の資格は、その町に於て家屋敷を所有することに依つて發生する。

家守及び代判人は、家持の依頼に依つてその任に就くのであるが、此場合町會所に願出で町年寄、總年寄の手を経て町奉行の認可を経ることを必要とした。代判人の任期には一定の制限があり、又代判人決定の場合は町内へ顔見せ銀とか、祝儀を出すを例とした。家守にあつても同様である。⁽⁶⁾

一 札

一御丁内我等親類毛馬屋梅吉代判肥前屋佐兵衛所持之家屋敷表口三間貳尺五寸裏行拾四間半同續屋敷表口貳

間四尺裏行拾四間並木戸前附土藏壹ヶ所但貳役右所持罷在候處代判佐兵衛病死仕候付跡代判之義親類一同相談得心之上天滿綿屋町伏見屋喜助借屋小間物屋平兵衛代判爲相勤申度候付御番所表繪圖水帳張俗之義可然様御斷可被成下候

一從御公儀様被爲仰出候御法度之條ニ堅相守可申候尤右家屋敷地面有來之通並御丁内様先格御作法万端是亦爲相守都而一統御懇談之儀平兵衛一存ヶ間敷義決而爲申立間敷候猶亦御公用へ不及申御丁用無懈怠罷出爲相勤勿論借屋人引越變宅等有之候節ハ早速丁内爲相斷且御公役丁役銀毎月集度每無遲滯急度爲相渡万一相滯義出來候へ、本人ニ不拘銀高何程而も我等方々急度相辨可申候若右家屋鋪外方へ賣拂亦へ讓渡等仕候共御丁内差構之仁に我儘ニ賣拂讓リ等決而爲致間敷御丁内差圖任セ其外右平兵衛代判相勤中如何様之六ヶ敷儀出來候共我等何方迄も罷出急度埒明御丁内へ少しも御難儀相掛ヶ申間鋪候爲後日請負一札依而如件

親類受人

天滿綿屋町

慶應二寅年十一月

總屋 徳兵衛 印

毛馬屋梅吉
當寅拾壹才ニ付
代判

小間物屋平兵衛印

津村南之町

月行司

菊屋源七殿

河内屋長右衛門殿

並五人組衆中

此一札は、町に差出せる代判願書であると共に、代判人たるべき者が町民たるの本分を守るべき人物であることを擔保せる保證書でもあり、要するに代判人或は家守たるには、善良忠實なる町民たるべしと、當然のこと乍ら、要請せられたことを證示するものであらう。

(6) 特に次註所引後の三者参照。

借屋之者は勿論借屋することに依つて發生する。

借家法一般の考究は別論に譲るが、當時借屋契約は一定の前提手續を履行の上町に届出でその承認を経るを必要とした。津村南之町の慶應三年の「町内申合取締條目」に

一借屋貸付被申候節先貸付治定有已前借り受候者之身元商賣並家内人別委細ニ相調慥成仁キ被見込候へ、出所書付並寺受狀丁内會所に可被差出候左候得は早速先方町内に及引合可申候引合不相濟内者決而不入込夫迄ニ親類受狀印形取之置引合相濟候上入込セ候様可被致候其上無人別之者有之候へ、是亦急度相糺可被申候縱令隣町ニ而心安き人たり共丁内に無届自己之取斗ヲ以猥ニ家貸付申間鋪候

當時に於ても、借屋契約書を作成すること通例であるが、或特別な場合には、町に對しても證書を入れるので

ある。次の一札はその一例である。

差入申一札之事

一私儀此度座摩宮於境内花相撲興行仕候處居宅間狹ニ付御丁内和泉屋覺次郎殿借屋貸^ツリ受興行前後部家ニ借用仕度其段御頼申上候處御承知被成下忝奉存候

一從御公儀様被爲仰出候御法度之條、堅相守可申候尤部家ニおゐて喧嘩口論等決而爲致申間敷候

一火之元之儀は兼而被仰渡候儀ニ付晝夜氣を付可申別而風吹之節は火之元第一氣を付不念無之様仕夜分へ起番爲致可申候

一花相撲ニ付御丁内中ニ而太鼓打込候儀へ勿論差帛等押付御頼申上候儀決而仕間敷候

一家賃銀御定之通並御丁内入用等へ無相違早速差出可申候尤家附之品、慥ニ預リ申候尤興行相濟家明渡申候
節一品ニ而も紛失仕候へ、何ニよらず買調有來通リニ仕可申候

一右之條々堅相守可申候自然借用中聊ニ而も不念之儀出來仕候へ、此印形之者共何方迄も罷出早速埒明御丁内並御家主に少しも御難義相掛ケ申間敷候爲後日差入申一札仍如件

安政五年八月

長濱町

紀伊國屋金兵衛借屋

陣ヶ崎文右衛門事

津村南之町

年寄

伊勢屋利兵衛殿

家主

和泉屋覺次郎殿

借り主 菊屋源藏印
受人 浅井佐七郎印

一方借屋人は町會所に出頭目見をなすのである。次なる證文に就いて之を知るべし。

一私義去西十一月御丁内播磨屋庄兵衛支配借屋借り受引越參り其節目見ニ私可能出處病氣取合居候付同家榮藏申もの私代り目見差出し候ニ付御丁内表榮藏を名前人も御心得被成下候處同人義當七月二日病死仕候付御丁内も名前替之趣御沙汰御座候付驚入申候且又榮藏を私代り目見ニ差出し候段何共申譯無御座候全禎次郎ハ私ニ相違無御座候ニ付右様心得違之儀御用捨被成下度御頼申上候處御承知被下忝奉存候然ル處私名前之儀ニ付彼是申出候もの決而無御座候爲後日差入申一札仍如件

文久貳戌年

八月

津村南之町

御年寄様

淡路屋禎次郎印
家守 播磨屋庄兵衛印

更に借屋人は町役人、家主等に祝儀として一定の銀を差出す定めであつた。

町民たるの一般的要件として人別帳に登録することを要した。従つて人別外の者の葬送の場合には、特別の出願手續を必要とした。次に掲ぐる二證文はその例證である。

一 札

一此度私方寺請狀ニ娘ひろも申當已九才ニ相成候もの差加に申候處其段御調ニ御座候右者私密子ニ付當年迄心得違ニ而人別ニも加に不申全私實子ニ相違無御座候若右ひろ義ニ付彼是故障之義出來候へ、私何方迄も罷出早速埒明御丁内に少しも御難儀相掛ケ申間敷候爲後日一札仍如件

弘化二巳年

炭屋

九月

分五郎

年寄

伊勢屋利兵衛殿

一 札

一我等親類長堀心齋町河内屋佐兵衛借屋近江屋眞藏姉まやう儀先達而よ利病氣之處右眞藏方間狹ニ付私方へ出養生ニ引取藥用介抱致候處終ニ養生不相叶病死仕候ニ付而へ拙宅へ野送り仕度奉存候其段御頼奉申上候處御承知被成下忝奉存候右死骸ニ付如何様之六ヶ敷儀出來仕候共我等何方迄も罷出急度埒明御丁内へ少しも御難儀相掛ケ申間敷候爲後日之一札仍如件

嘉永元年

申八月十九日

石川屋勘兵衛印

右之通相違無御座候ニ付

奥書仕候以上

近江屋眞藏印

津村南之町

年寄

伊勢屋利兵衛殿

町吏

町政を統轄する者は前述の如く町年寄である。町年寄は、先づ町中から町人がその候補者を選挙し、その選挙の結果（高點者數名）を町年寄の輔佐役である後述月行司から、惣會所の惣年寄へ提出し、惣年寄は當該町の四隣の町年寄の意見も徴した上で、適當者を町奉行に進達し、かくして町年寄が決定せられるのである。

此候補者選挙は記名單記投票、而して一人二票行使が普通であつたらしい。一人二票投票の事、及び投票、開票の實狀に就いては、「南區史」七四頁以下に詳しい。尙ほ鹽町四丁目小川彌左衛門が天保四年二月町年寄就任の場合の一件書類中に實際に投票せし投票用紙が存するが、その記載例の一二を擧ぐると、或は『小川屋彌左衛門様』或は『小川や』。

町年寄決定の場合、町年寄は惣會所に誓書を提出し、引續いて目見の爲めに町奉行所に出頭するのである。

兩御奉行所様に

金貳百疋宛

同御家老御四人に

銀貳兩宛

鹽町四丁目新年寄

小川屋

彌左衛門

此記録は、その際の挨拶の實狀を示すものである。

新町年寄就任の場合、町會所より一定の所へ御祝儀を出すのである。次の祝儀請取書に就いて見るべし。

覺

一白銀六匁

猿引中間
人形中間

右と小川屋彌左衛門様新町年寄□御祝義目出度受納仕候

巳二月廿六日

甚 兵 衛 印
仁 兵 衛 印
御會所

覺

一鳥目壹ノ五百文

右者御年寄成爲御祝儀四箇所若キ者に被下之忝慥ニ受納仕候以上

天保四年

巳二月

四箇所

代道頓堀

庄

三

郎 印

鹽町四丁目

御會所様

町民一般に對しては、新町年寄は、月行司の裁量の下に、盃一件を爲すのである。即ち町民の負擔に於て、祝宴が開かれるのである。次掲の記録は、その狀況を示す實例である。

盃 一件 入 用

一 銀百拾匁五分

一 同壹匁三分

一 同拾六匁五分

一 同五分

一 同三匁

一 七百文

一 四匁二匁八厘

徳川時代の大坂町制一斑

取看一式
吸物三度
十七人前

六匁五分ツ、

御年寄
燒もの増

迎共十一人

夜食
壹匁五分ツ、

煙場肴
二鉢

同夜食
二人

菓子代
大和幸

蠟燭代
丸木廿

一貳貫百文

一三百十六文

一金壹步

一貳百文

一金壹朱

又金壹朱

一金壹朱

又金壹朱

一銀三匁

又金壹朱

一同一匁

又金壹朱

一三百文

一壹貫文

金貳步貳朱

代三拾九匁六分八厘

酒龍門壹斗
はり新

並酒貳升
同人

福屋内并
當席仲居二人
通ひ女等へ祝義

當日髮結
助壹人

丁代政七
祝義

膳料

同弟宇七
祝義

膳料
下役次介
祝義

膳料

髮結正三
祝義

膳料

丁與八へ遣ス
不參兩家へ酒切手三枚
ツ、送ル切手六枚代

銀ノ百四拾六匁五分八厘

ノ百八十六匁二分六厘

此錢廿貫六拾八文

錢ノ四貫六百十二文

合廿四貫六百八拾文

内八百三拾貳文引

御年寄ノ酒切手五枚
御挨拶有之此代引

・殘而廿三貫八百四拾八文

右拾六顏ニ割

壹貫四百

八十七文ツ、

一壹ノ四百

八十七文

一壹ノ四百

八十七文

貳顏分

一貳ノ八百

七拾六文

(中略)

徳川時代の大坂町制一斑

錦屋

傳

兵

衛取

丸屋

太

兵

衛取

丸屋

吉

兵

衛取

右之通取集候間
御渡可被下候以上

巳二月

行司
綿屋平助印

同
明石屋芳兵衛印

町年寄の補助員として丁代（町代）及びその下僚の下役なる者が置かれた。尙ほ丁代は町年寄の補助者の地位ではあつたが、町年寄は代表的町民たる町人中より選定されるものであり、夫々の立派な家業を有してゐるのが普通であるから、自然町務に専念し得ず、勢ひ町務を實際に擔當するものは丁代と云ふことになるのが當時の一般であつたらしい。即ち町會所に出勤して町の事務を見るのは丁代、下役（一名あるき、小使なり）等であつたのである。

丁代、下役等は町人全體の意思に依つて、その任免、進退が決せられたらしい。即ち、丁代又は下役に關するものと思はれる次の津村南之町の回狀參照。

舌 代

春寒難去候處各様彌御壯榮被成御座奉賀候尤然は丁内幸助義不束之義有之遠慮差扣申付置候處親類共々別幣之通願書差出シ申候尤引負錢之義ハ親類共より成文辨金爲致可申候ニ付是迄通り召遣ひ可申哉奉存候故此

段廻狀を以御相談申上候否哉御名之下へ御記シ可被成下候以上

年寄

伊勢屋利兵衛

勘定方

中村屋序助

同

壺屋利兵衛

子

正月廿一日

次第不同御免

伊丹屋藤兵衛様

順教寺様

(以下九名列記)

要するに丁代、下役は右の回狀中にも『召遣』とある如く、町の被傭者と云ふべきであつた譯で、後述の如く、町から給料を興へられ、町務を擔任するものであつたのであるから、彼等は就任に當り、町に對して請狀を差出すのである。次なる證文は下役の請狀である。丁代の請狀の實例をこゝに掲記すること不可能であるが、大坂の丁代に該當する江戸の書役の、殆んど同様の請狀を「江戸の自治制」二一頁に見出すことが出来るので、大坂丁代又請狀を作成せるものとの推測が許るされると思ふのである。

一 札 之 事

一 此度我等親類柴田屋幸助儀御丁内下役ニ御召遣ひ被成下候段難有仕合ニ奉存候右ニ付諸事我等受負人ニ相

立申候處實正也然ル上ハ御丁内仕來リ通御召遣ヒ被成下度勿論御丁内御出銀取集万端御用向ニ付聊慮略無之様大切ニ爲相守可申候万一少シニ而も不足爲致候ハ、本人ニ不抱何程ニ而も我等方より早速相辨可申候尤夜番之儀心ヲ用ひ大切ニ爲相勤可申候若右幸助儀病氣等之節ハ御丁内御手支爲致間敷健氣之者差入御用向爲相勤可申候若又幸助義如何様之義有之候共御丁内ハ少シも無心合力ケ間敷義等一切爲申立間敷候且御丁内ニ而自然御壹人ニ而も御思召ニ相叶ひ不申候ハ、何時ニ而も相退セ可申候其外如何様之儀出來候共此印形之者共早速罷出御丁内ハ少シも御手支並ニ御難儀相掛ケ申間敷候爲後日一札仍如件

嘉永五年

子正月

柴田屋

本人 幸

助 印

金障子役所

受人 源

助 印

内藤屋

同 忠 兵 衛 印

津村南之町

御町内中様

町吏の主要構成員は、以上の町年寄、丁代、下役の三者であつたが、此外に町人が順番に月行司（月行事、尙ほ後に掲ぐる證文に見える様に年行司を置くこともあるらしい）となつて、町年寄を補助するのである。前掲證文中に年寄と並んで勘定方なる者が連署してゐるが、之は月行司の中で勘定方の役目を分擔せる者であつたかと思ふ。尙ほ下役と同列の者に夜番、木戸番、垣外番等の下級町會所員もあつた。

町年寄、月行司は、家業を持つ町人である爲めからか、無給である。しかし町年寄は一役を免ぜられる即ち租税負擔を減免せられ、その上袴摺料として若干の銀子を受納し、又町から寒暑の見舞錢及び中元、歳暮錢を送られるのである。又町内に家屋敷の賣買讓渡、元服、婚姻、養子縁組、代判、家守の選任交替、轉宅、同家引取等が行はれると若干の祝儀銀を貰ふのである。此點は丁代、下役に就いても略々同様であつた。

丁代、下役は町から毎月給銀を興へられるのであるが、その外に仕着料などを給せられるのであつた。

尚ほ又以上の外に町年寄に對しては、その家に養子、婚姻、出産、棟上等があつた場合に、又丁代にあつては養子、婚姻、安産等のありし場合、特別の給與がなされるのである。

以上町吏制の概要であるが、註(1)所引の諸研究、註(2)掲記の諸史料並びに次掲の史料參照。

津村南之町の文政七年の「諸祝儀式目並年中勘定仕法立帳」に

同八〇天 申年六月廿三日御觸書之寫一三郷町々丁代共義へ其町人共給銀遣し召抱萬事致差圖用向申付候者

ニ付丁代共其意哉守々云々

同上に

一月行司相當候節他國致間敷候若無據用事有之候へ、其旨年寄合行司會所に相斷可申事

同上に

一町内年寄袴摺壹ヶ年銀百七拾貳匁七月十二月兩度ニ銀八拾六匁宛相送ル

右町中役割

一同年寄に暑氣寒氣見舞共錢三貫貳百四拾文宛兩度ニ相送ル中元歲暮錢四貫三百拾文宛相送ル

右町中役割

一町内丁代給銀壹ヶ月ニ銀三拾七匁五分

一同夜番人給銀壹ヶ月ニ錢貳貫三百八拾文

同上に

一例年七月十二月仕着料として丁代に銀五兩夜番人に錢五百文兩度ニ遣ス

右町中割

又寛政二年の「鹽町四丁目式目帳」に

一町内年寄に養子婚禮平産並普請棟上等之節祝儀之事

一銀五兩

住宅他町持丁人中カ

同上に

一町代に養子婚禮安産等之節祝儀之事

一銀三兩

住宅他町持丁人中カ

自然死去之節香奠よして右同斷

妻子死去之節南籙一片

町 務

以上の如き町域と町民とからなる町の事務が、町年寄以下の町吏に依つて處理せられるのであるが、町務の内容としては、法令の傳達、戸口の調査、訴訟の取次及び和解、租税の取立、町財政の經理、家屋敷移轉證書を初めその他一般契約證書の檢閲及び奥書加判、火難、盜難の防衛、町内に於ける諸設備の管理、衛生、風紀の取締、前記の如き各種帳簿の保管等を先づ擧げねばならない。しかし之等に止まるのではなく、町民生活の全般に亘り指導と保護とを任としたのである。⁽⁷⁾

扱て、此町務に關しても、又註(1)所引の諸研究及び註(2)所引の刊行諸史料が、既にその概要を開示してゐるのであるが、津村南之町及び鹽町四丁目舊藏史料には尙ほ紹介すべき資料が少くない。以下に紙幅の許るす範圍にてその若干を掲げて、前段所説を裏付け、大坂町務のより詳細なる理解に資し度いと思ふ。

町吏は租税(税種、租税負擔者及び割合等又註(1)所出諸研究、註(2)所掲諸史料に詳し)滯納ある場合、裁判所に訴へ出て請求取立るのであつた。次の津村南之町の證文に就いて知ることが出来るであらう。

約 定 一 札 之 事

一 私儀御公役銀町役銀相滯候ニ付御願立ニ相成私御召出之上濟方嚴敷被爲仰付候依之願銀高之内へ是迄追
ニ六十三メ文差入猶亦此度五拾貫文差入申候ニ付御願下ケ之義御頼申上候處御承知之上御願下ケ被成下忝奉

存候尤殘銀且當時之滯共近之之内ニ家質入替仕候間其節無相違皆濟可仕候爲其約定一札仍如件

嘉永五年

子閏二月

順 教 寺 印

年 寄

伊勢屋利兵衛殿

勘定方

中村屋序助殿

壺屋利兵衛殿

糞尿の處理又町務であつた譯で、次なる二通の證文は、町吏よりその汲取を許可せられし者が、差入れし請負

證文及びその保證狀である。

差 入 申 一 札

一御丁内各々様方下屎之儀是迄別府村へ取來り候處此度其御丁内丸屋平兵衛殿受負ニ而私共へ下屎御取らせ
被下候段承知仕候尤代銀之儀は壹人前三匁宛之積ニ而御家別ニ翌年分前年十一月ニ無相違掛切可申候勿論壹
ヶ年ニ而茂延引仕候儀御座候へ、何時ニ而も外方へ御仕替可被成候其節一言之申分無御座候且亦代銀相掛候
砌定之代銀彼是申立減少之義申立間敷候爲其一札依而如件

天保十三年

寅十月

攝州川邊郡

下坂部村

猪

兵

衛 印

津村南之町

同村
庄 三 郎 印

御年寄

伊勢屋利兵衛殿

御丁 内衆 中殿

一 札

一御丁内各々様方下尿之義是迄別府村より取來り候處此度私受負ニ相立下坂部村猪兵衛庄三郎右兩人方に下尿御取らせ被下承知仕候尤代銀之義は壹人前三匁之積リニ而御家別ニ翌年分前年十一月ニ無相違爲掛切可申候若壹年ニ而も延引仕候へ、我等方より取替相掛ケ可申候勿論代銀相懸候砌定之代銀彼是爲申立間敷候自然彼是申候へ、何方へ成共御勝手ニ御仕替可被成候爲後日請負一札仍而如件

天保十三寅年

丸屋平兵衛印

十月

御年寄

伊勢屋利兵衛殿

御丁 内衆 中様

捨子或は行倒等の處置又町務であつた。⁽⁸⁾ 即ち例へば寛政二年の「鹽町四丁目式目帳」に

一町内捨子之節貴人有之运入用者捨候處之家主より相賄可申候貴人有之差遣シ候入用と顔割に可致事

附往來行倒人有之節入用茂顔割之事

次なる證文は、捨子を養子に周旋せる世話料請取であるが、此文面は、此世話料は町及び門主（即ち右の捨候所之家主で、門前に捨子をされた者）が負擔したことを示すものではあるまいか。

- (7) 「東區史」三六頁以下に、臨時に、町年寄、月行司が注意書を發することがあつたとして、粉川町板行書の寫眞を掲げてゐるが、それと全書同一の板木を今九大法文學部に所藏して居ることを附記して置く。只舊藏所は全く不明なり。
- (8) 大坂の捨子に關する制度に就いては、補訂を要するが、拙文『大坂奉行所刑事判決例十六題』（法政研究七卷一號）七四頁以下參照。

町吏は必要ある場合町民に對して經濟的援助をもなすのである。次の二證文はその援助願書である。

乍 憚 口 上

一御得意様御蔭ヲ以年來御用承リ家名相續仕難有奉存罷在候所此度不存寄類燒仕殊ニ其節甚無人ニ而建具疊等不及申大康不殘燒失仕リ誠ニ難澁當惑仕候早々假家ニ而も取調御用承リ渡世仕度奉存候へ共右之仕合ニ而難相調外ニ銀子借用可仕心得ニ而外方に精々相頼候へ共此節柄ニ而出來不申必至々難澁仕候へ共急ニ假家相調御用承リ度奉存候間何卒御得意様此上御憐愍ヲ以銀五百匁拜借被成下候様奉願上候御聞濟被成下候へ、家名相續仕難有奉存候間此度之難澁格別之思召ヲ以御聞届ケ之程偏ニ奉願上候以上

東下宿

近江屋

九 郎 兵 衛 印

天保八酉年

三月

乍憚御願申上候口上覺

一御町様之御蔭を以年來私義家名相續仕難有仕合奉存候然ル處私宅之義御覽被成下候通所々及破損別而疊表等茂甚見苦敷相成追々取繕も仕候得共御存知被成下候私義故逆茂自力ニ難出來心配仕罷在候何卒御町様御助力被成下候へ、御蔭を以右破損取繕も可相成々千万難有仕合奉存候何分御憐愍之上可然様御執成之程偏ニ奉願上候右御願迄書附を以如此御座候以上

安政貳年

卯十一月

津村南之町

御年寄様
御會所様

丹波屋

六

兵

衛印

次の一通は、右の請願に對して與へられた援助金の請取書である。

覺

一金貳百疋也

右々此度私義難澁ニ付御願申上候處格別厚御憐愍を以右之通御助成被成下難有請納仕候尤此後私義如何躰之義出來候共御町様に決而御願ニ罷出申間敷候爲後日御助成御請一札依而如件

元治貳年

乙丑三月

丹波屋

六

兵

衛印

津村南之町

御年 寄様

御丁 人中様

大坂の髮結は、營業權を認められたのに對して、牢屋敷に勤めるとか、或は町の或種の事を掌る義務を有したのであるが、此髮結職は、少くとも町吏の直接監督下にあつたこと、次の營業權復活願書に就いて、知ることが出来るであらう。

乍 憚 口 上

一 御町内定髮結職廻り場所是迄私共親類播磨屋新六御蔭を以永々相勤難有奉存候然ル處右新六儀先達而死去後悴共相廻リ罷在候處不埒之儀有之御取放しニ相成以甚歎ケ敷奉存候付而へ此度新六後家まさ儀へ一旦私共之内に人別引取可申候間以來廻り場所之儀々私共持場ニ被仰付下候へ、難有奉存候左候へ、宜鋪人物相立定助ケ之者差入申度乍憚此段書付を以御願奉申上候何卒御聞濟被爲成下候へ、御慈悲難有仕合ニ可奉存候已上

嘉永貳酉年

十二月

油屋 請人 利右衛門 印

土佐屋

音

吉印

津村南之町

御旦那様

町吏は町民の諸種の契約書に奥書加判をなすを原則とするのであるが、就中家屋敷賣買證の奥書加判には、慎重なる前提手續が履まれるのである。

先づ少くとも家屋敷の賣買にあつては、第一に契約成立の旨を届出でしめるのであるが、此届出があつた場合、町吏は當該賣買に對する町人の賛成承認を求めるのである。それは次の如き形式を以てなされる。

口 演

一 丁内三河屋藤助代判萬介殿所持家屋敷表口五間半裏行六間貳尺但半役之内左之通

一 表口三間半裏行六間貳尺

但 三步役

代金八拾兩ニ相極

右之通右藤助殿借屋綿屋太兵衛へ永代賣渡候約定行届候旨被申出候付此段御披露申候若思召も御座候へ、名下へ御記可被下候御承知之旨御調印可被成候以上

庚午

六月十三日

年

寄 印

伊丹屋かこ

代判

音

吉 殿 印

順

教

寺 殿 印

毛馬屋梅吉

代判

平

兵

衛 殿 印

は り ま や 宗 介 殿 印

(以下十一名)

次に當該證書面に他町住民が保證人等として署名捺印してゐる場合には、その者の印鑑、人物證明をその者の居住町から取り寄せるのである。即ち次の如き證明書を請求するのである。

其御丁内

内田屋惣三郎借屋

印 鑑

鍵 屋 吉 郎 兵 衛 印

右者當町綿屋太兵衛家屋敷買求候付親類受人ニ相立候旨申出候付及御引合候名印無相違諸掛合之有無奥書御調印可被下候以上

午六月十四日

津 村 南 之 町 印

道修町壹丁目

人別印鑑無相違並諸掛リ合無之候以上

午六月

道 修 町 壹 丁 目 印

然る後、奥書加判をなすのである。家屋敷賣渡證の奥書加判例は特別掲ぐる必要もないと考へるのであるが、次に手附を伴へるものに對するものがあるので之を記載して参考にして供しよう。

請取申手附證文之事

鹽町四丁目布屋市左衛門所持掛屋敷表口五間裏行十貳間半但壹役右家屋鋪壹ヶ所此度我等勝手ニ付其許へ銀拾六貫五百目ニ賣渡候約定仕候ニ付則手附として銀五百目儘ニ請取申所實正也然ル上へ帳切之儀來ル十二月十日迄之應對ニ而自然右日限相過候へ、右手附銀流シニ相成可申候爲後日手附銀請取申證文仍如件

文政十三寅年十一月

右之通承知仕候依而
奥印如件

布屋市左衛門印

年寄

河内屋平兵衛印

明石屋芳兵衛殿

尙ほ此手附銀授受亦、町年寄の承認の上にてなされねばならなかつたこと、右の證文に徴しても推測せられるのである。南米屋町の「丁中式目帳」の『家賣買之節手附銀之事』の條は、その明文である。⁽⁹⁾ 参照され度し。

(9) 「大阪市史」第五、二二八頁。

大坂の家屋敷賣買にあつても、最後に水帳即ち土地台帳の名義貼替(帳切)をなすのであるが、賣却人が特別なる債務の履行を怠つてゐる場合には、町吏はその名義變更を受付けなかつたのである。此の如き場合、該債務の支辨を誓約し、又その保證人を立て、町に帳切實現を嘆願したものらしい。次の一札參看。

一 札

一我等並外連印申合無據入用ニ付去丑七月ニ尾州桃花御殿御貸附銀貳貫五百目拜借仕其後三百五拾目返納仕

殘銀貳貫百五拾匁有之御願立ニ相成當時返上納御日延中ニ御座候處津村中之町ニ而我等所持之掛ケ屋敷壹ケ所此度勝手ニ付同町私借屋會根屋徳三郎殿に賣拂申候ニ付而も同町ノ差支之有無引合有之候故右名目銀掛リ合中之義中之町へ被仰聞候付帳切難相成趣同町ノ被申御尤之儀委細承知仕候是ニハ外連印も御座候支故我等ノ一時ニ濟方も難相成來卯五月迄ニ皆濟上納可仕候自然私返上納難出來節ハ此印形之ものノ無相違急度返上納可仕候間何卒此段御承知被成下候上中之町へ名目一件差構無之旨御引合被下候へ、無滞帳切相濟大悅ニ奉存候無左候而も帳切難出來甚難澁仕候間此段伏而御願申上候爲後日一札仍如件

嘉永七寅年

十月

伊丹屋藤兵衛印

前書之通相違無之若藤兵衛ノ返上納難相成候節ハ本人ニ不拘我等ノ相辨無滞上納仕御丁内へ少も難儀相掛申間敷候爲後日奥印仍如件

會根屋善七印

津村南之町

年寄

伊勢屋利兵衛殿

餘言

今、町の本質に關して云爲すべき追と準備とを有しないのであるが、當時權利義務の主體としての『町中』

『丁中』なるものがあつたことを示す史料も存するので、次にそれを掲げて本篇を終結したい。

困米賣拂代預り證文之事

一廣嶋米拾石

此賣拂代銀四百八拾三匁

但壹石ニ付四拾八匁三分替

津村南之町

町

中

持

右困米切手賣拂代銀書面之通髓預り置候尤此内半銀通を以粃米買替粃藏所に詰置殘半銀通と從御役所御貸附銀ニ相成右利足銀を以土藏建増追と粃米買入改詰増候筈ニ候條爲後證依如件

文化二乙丑年閏八月廿四日

困米掛惣年寄

渡邊 又 兵衛 印

井吉 三郎 兵衛 印

井岡 半右衛門 印

津村南之町

町 人 中

(裏書)

書面之通承置候

東西
丑閏八月廿四日

地方役所印

序に同類の史料を一二出すと、先づ九大法文學部法制史研究室所藏の町中借金證文

徳川時代の大阪町制一斑

家質證文之事

一大和大路新五軒町西側近江屋新六所持之家屋鋪

壹分所 表口貳間九寸
裏行町並石垣限

南隣玉屋吉兵衛
北隣越後屋七次郎

右沽券狀相渡置申候

但利足月

右之家屋敷爲質物銀高五貫目借用仕候處實正也來月廿五日限此手形を以急度返辨可申候万一日限於遲滯者右家屋敷早速賣拂代銀相渡候敷又者致帳切相渡可申候其上如何様之難澁出來仕候共右銀高連印之者共急度相立可申候爲後日家質證文依如件

文久三年亥十月

大和大路新五軒町

借主 町

中

- 年寄 丸屋治兵衛印
- 五人組 鍋屋久次郎印
- 同 市田屋卯七印
- 町惣代 水引屋嘉三郎印
- 近江屋新六印

右證文之通口入致候返辨方相違無之様爲致可申候爲其與書如件

癸亥年十一月四日

家質貸附取扱

湯本 三郎九郎 印

石井良助博士藏大坂の幕吏八田定保の「公務日記」四、明和五年十一月十日の條に

一今日呼出し置候御祠堂銀四口共返書申付候處壹口ハ出入濟残り御直ニ申上候上公事場ニ而六十日切ニ被仰渡候事但右之内丁中貸り有之則年寄月行司相手取有之候處年寄ハ市之允年掛ケ合力金取込出入ニ付預ケニ相成有之候得共(者か)月行司に斗濟方被仰渡候事⁽¹⁰⁾

(10) 「古事類苑」政治部三、一三六一頁以下、四、六二二頁以下等參照。

又大坂津村南之町舊藏「目安帳」に

(前略) 文久三亥年七月二日願町貸預ケ銀出入(中略)願人津村南之町河内屋太兵衛「相手松平遠江守様御領分攝州川邊郡尼ヶ崎別處町組頭網屋嘉右衛門」同右同斷組頭角屋久四郎(以下組頭二名)同右同斷町人蠣屋惣助」同右同斷名主鍋屋平三郎」並ニ惣代治三郎」右相手之者共去ル安政五年四月慥成證文を以別處町要用ニ付丁中に銀貳十貫匁預ケ置此利